

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2019年6月）傍聴

日 時： 2019年6月17日（月）、18日（火）、19日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 鈴木 和仁

IASB 会議（2019年6月）傍聴報告

日時：2019年6月17日（月）、18日（火）、19日（水）

スケジュール：別紙参照

場所：ロンドン IASB 本部

2019年6月17日から19日において、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。6月のIASBボード会議では、以下の論点が議論された。

- 基本財務諸表
- 料金規制対象活動
- のれん及び減損
- 中小企業向けIFRS基準の見直しとアップデート
- 資本の特徴を有する金融商品
- 共通支配下の企業結合
- 適用に関する事項—有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正）

【6月17日（月）】

基本財務諸表

（背景）

「財務報告におけるコミュニケーションの改善」の一環として基本財務諸表プロジェクトがリサーチ・プロジェクトとして開始した。

その後、2018年9月のIASBボード会議での暫定決定を経て、リサーチ・プロジェクトから基準設定プロジェクトへと移行した。

基本財務諸表プロジェクトでは、基本財務諸表、特に財務業績の計算書及びキャッシュ・フロー計算書に焦点を当て、財務業績の計算書における追加の小計の表示や経営者の観点から財務諸表利用者に企業の財務業績を伝える指標（経営者業績指標、Management Performance Measures ; MPM）の使用に関するガイダンスの提供などについて議論している。

基準設定プロジェクトでは、ディスカッション・ペーパー（以下「DP」という。）又は公開草案（以下「ED」という。）のいずれかを公表できるものとされているが、本プロジェクトではEDを公表することが暫定決定されており、EDの公表に向けた議論がなされている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、次のことについて議論された。

1. 財務業績の計算書における、為替差額並びにデリバティブに係る利得及び損失の分類
2. 投資に係る費用の分類
3. 経営者業績指標に係る法人所得税の影響
4. 経営者業績指標と純損益のセグメント測定値との間の差異
5. 本プロジェクトから生じる新基準又は修正基準の経過措置及び発効日

（主な暫定決定事項）

1. 財務業績の計算書における、為替差額並びにデリバティブに係る利得及び損失の分類
 - a. 企業は、純損益に含めた為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益及び費用と財務業績の計算書の同じセクションに分類することを要求される旨を明確化する。
 - b. IAS第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」に従ってヘッジ手段として指定された金融商品について、当該ヘッジ手段に関し

て純損益に含めた利得及び損失を、企業が次のように分類することを要求する。

- i. 当該金融商品が企業の主要な事業活動に係るリスクを管理するために使用されている場合は、営業セクションに分類する。ただし、利得又は損失のグロスアップが必要となる場合を除く。
 - ii. 当該金融商品が企業の財務活動に係るリスクを管理するために使用されている場合は、財務セクションに分類する。ただし、そうすることによって利得及び損失のグロスアップが必要となる場合を除く。
 - iii. 他のすべての場合は、投資セクションに分類する（利得及び損失のグロスアップを伴う(i)及び(ii)に示した状況を含む。）。
- c. 指定されていないデリバティブに関して純損益に含めた利得及び損失についても、bに示した分類を採用することを企業に要求する。ただし、そのような分類が過大なコスト又は労力を伴うこととなる場合は除く。そのような場合には、企業はデリバティブに係る利得及び損失を投資セクションに分類しなければならない。
 - d. 指定されていない非デリバティブ金融商品に関して純損益に含めた利得及び損失を、企業は各セクションの定義に従って分類することが要求される旨を明確化する。

2. 投資に係る費用の分類

- (1) IASB ボード会議は、企業の投資に係る増分費用を、財務業績の計算書の投資セクションに含めることを暫定的に決定した。増分費用とは、投資が行われていなかったならば企業に生じなかったであろう費用である。

3. 経営者業績指標に係る法人所得税の影響

- (1) IASB ボード会議は、次のことを暫定的に決定した。
 - a. 経営者業績指標を IFRS 基準で定義されている最も直接的に比較可能な合計又は小計に調整する項目の法人所得税の影響は、関係する課税法域における企業の当期税金及び繰延税金の合理的な比例配分に基づくか、又はその状況においてより適切な配分を達成する他の方法によって、決定すべきである旨を定める。
 - b. 経営者業績指標の調整に係る法人所得税の影響が、企業特有の状況においてどのように決定されたのかを開示することを企業に要求する。

4. 経営者業績指標と純損益のセグメント測定値との間の差異

- (1) IASB ボード会議は、経営者業績指標が報告セグメントの純損益の測定値の合計

とどのように異なるのか及びその理由を開示することを企業に要求しないことを暫定的に決定した（この決定は、従前の IASB ボード会議の暫定決定を覆すものである）。

5. 本プロジェクトから生じる新基準又は修正基準の経過措置及び発効日

(1) IASB ボード会議は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 会計方針の変更の遡及適用に関する一般的な要求事項（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で規定。）を、本プロジェクトによる次の新たな要求事項の全てに対して適用することを企業に要求する。
 - i. 通例でない項目及び経営者業績指標以外に関する要求事項。
 - ii. 通例でない項目に関する要求事項。
 - iii. 経営者業績指標に関する要求事項。
- b. 本プロジェクトによる新基準又は修正基準の公表日より 18 か月から 24 か月の導入期間を設ける。

（今後の予定）

IASB ボード会議は、ED の書面投票プロセスを開始する許可について議論する。

料金規制対象活動（教育セッション）

（教育セッションの内容）

次の両者の間の主な相違点を要約した。このセッションでは、何らの決定も求められていない。

- a. 定義された料金規制の対象となる企業が財又はサービスを供給する際に生じる規制資産及び規制負債について開発中の会計モデルについての提案
- b. 米国の財務会計基準審議会の会計基準コード化体系の Topic 980「料金規制対象事業」に含まれている要求事項

※背景や今後の予定等については、6月18日のセッションの記載参照

のれん及び減損

（背景）

IASB は、2004 年にのれんを非償却とする IFRS 第 3 号「企業結合」を公表している。その後、2008 年に IFRS 第 3 号の改訂及び関連する会計基準の改正を公表した。

その適用後レビューについては、2013 年から開始している（IASB の手続き上、基準の発効の 2 年後に適用後レビューの実施が求められる。）。当該適用後レビューは、

2015年に完了しているが、のれんについては、現行の減損のみアプローチの問題点などが指摘され、償却の再導入を求める声が寄せられている。

当該適用後レビューの結果を受けて、IASBでは、主に、のれんの減損テストの有効性・複雑性への対応、のれんの事後の会計処理（減損のみ、又は償却+減損のいずれが適切か）に焦点をあてて、2015年9月から継続して議論がなされた。当該議論では、のれんの減損テストの有効性の改善を図るために、取得者側の自己創設のれんの寄与を取り除いて取得のれんの減損を明瞭にしていくアプローチ（いわゆるヘッドルーム・アプローチ）を検討していたが、複雑性等の批判を受けて検討が断念されている。

このような状況を受けて、2018年7月のIASBボード会議において、本プロジェクトについて次の3つが目的として再設定された。

- 企業結合がよい投資判断であったかどうか、及び、取得された事業が期待どおりに業績を上げているかどうかを財務諸表利用者がより効果的に評価できるように、企業結合に関する開示の改善を追求すること
- のれんの会計処理の簡素化として償却の再導入や年次の定量的な減損テストの免除の可能性を検討すること
- 使用価値の計算方法の改善を追求すること

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、次の1から6において再設定された本プロジェクトの個々の目的に対応した検討を行った上で、7において、今後公表を予定しているDPに含める予備的見解の全体をパッケージとして確認している。

1. 企業結合についてのより適切な開示
2. のれんの償却の再導入
3. のれん算入前の資本合計という小計の表示
4. 強制的な年次の減損テストの免除
5. 使用価値－将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フロー
6. 使用価値－税引後のインプットの使用
7. 予備的見解

（主な暫定決定事項）

1. 企業結合についてのより適切な開示
 - (1) IASBは、次のような提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。
 - a. IFRS第3号の開示目的を改善する。その目的は、取得した事業の企業結合後

の業績を財務諸表利用者が評価するのに役立つことである。

- b. 企業結合の目的が達成されつつあるかどうかを示唆することを意図した情報を開示することを企業に要求する。
 - c. 企業に以下を開示することを要求する。
 - i. 期待されるシナジーの金額又は金額の範囲
 - ii. 財務活動から生じた負債及び引き受けた年金債務
 - iii. 取得日後の、被取得企業の収益、取得関連取引前の営業損益及び統合コスト、並びに営業活動からのキャッシュ・フロー
- (2) IASB は、最高意思決定者（IFRS 第 8 号「事業セグメント」で定義。）が企業結合の目的が達成されつつある程度を評価するために使用する情報の開示を要求する提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。
- (3) IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項(q) (ii)（プロフォーマ情報）を置き換えることを提案すべきではないという予備的見解に至った。当該注記は、仮に企業結合の取得日が事業年度の期首であった場合の結合後企業の当該報告期間の収益及び純損益の開示を求めるものである。
- (4) IASB ボード会議は、DP に、IFRS 第 3 号の B64 項(q) (ii)を置き換えるという棄却された提案についての議論を含めることを決定した。

2. のれんの償却の再導入

- (1) IASB は、のれんの事後の会計処理について、のれんの償却を再導入する提案を開発せず、現行の減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解に至った。
- (2) しかし、14 名の IASB ボードメンバーのうち、8 名しかこの決定に賛成せず、6 名が反対したことから、DP では両方のアプローチの主張を記述することになる。

3. のれん算入前の資本合計という小計の表示

- (1) IASB は、企業は財政状態計算書において、のれん算入前の資本合計という小計を表示すべきであるという予備的見解に至った。

4. 強制的な年次の減損テストの免除

- (1) IASB は、次のような提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。
- a. 減損の兆候が存在しない場合にのれんについて年次の定量的な減損テストを実施するという要求を削除する。
 - b. 同じ免除を、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に適用する。

5. 使用価値—将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フロー
 - (1) IAS 第 36 号「資産の減損」は、資産（又は資金生成単位）の使用価値の見積りから、将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを除外するという制限を含んでいる。IASB は、この制限を削除する提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。
 - (2) IASB は、次の提案は開発すべきではないという予備的見解に至った。
 - a. 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることについて、「生じる可能性の方が高い (more likely than not)」という閾値を設定する提案。
 - b. 企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング及び未だ行われていない資産の将来の拡張に関する定性的開示を要求する提案。
6. 使用価値—税引後のインプットの使用
 - (1) IASB は、次の提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。
 - a. 使用価値の計算に税引前のインプットと税引前の割引率を使用するという要求を削除する。
 - b. キャッシュ・フローと割引率に関して内的に整合した仮定を使用すること、及び使用価値の見積りに使用した割引率を開示することを企業に要求する。
7. 予備的見解
 - (1) IASB は、DP に含めるべき予備的見解の全体的なパッケージ（上記に要約した諸決定によって設定されたもの）をレビューした。追加的な決定はなし。

（今後の予定）

IASB は、2019 年 7 月の会議で、2019 年末近辺に公表する予定の DP について書面投票プロセスを開始すべきかどうかを決定する。

【6月18日（火）】

中小企業向け IFRS 基準の見直しとアップデート

（背景）

IASB は、定期的に中小企業向け IFRS 基準の包括的レビューを行うこととしている。前回の包括的レビューによる改正基準の発効（2017 年 1 月）から 2 年経過したことを受け、包括的レビュー（以下「2019 年レビュー」という。）に関する議論を行っ

ている。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、中小企業向け IFRS 基準をこれに組み込まれていない次の IFRS 基準と整合させるかどうか及び整合させる場合の方法について、2019 年レビューの一環として公表される「情報要請」（Request for Information、以下「RFI」という。）において、意見を求めるべきか否かを審議した。

1. IFRS 第 13 号「公正価値測定」
2. IFRS 第 9 号「金融商品」
3. IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」
4. IFRS 第 16 号「リース」

（主な暫定決定事項）

今回の IASB ボード会議では、上記の各基準についてそれぞれ次のように暫定決定された。

1. IFRS 第 13 号「公正価値測定」
 - (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 13 号と整合させること、特に次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
 - a. 中小企業向け IFRS 基準における公正価値の定義を、IFRS 第 13 号に合わせる。
 - b. 中小企業向け IFRS 基準における公正価値測定に関するガイダンスを IFRS 第 13 号に合わせて、公正価値ヒエラルキーが IFRS 第 13 号の諸原則を織り込むとともに、ヒエラルキーの適用を例示する設例も含めるようにすること。
 - c. 全般的な開示要求事項を一箇所に集約し、公正価値測定のガイダンスに隣接させる。
 - d. 公正価値測定のガイダンスを第 2 章「概念及び全般的な原則」に移動させる。
 - (2) なお、注記される公正価値についてレベル別開示を要求することについては、RFI において意見を求めないことを暫定決定した。
2. IFRS 第 9 号「金融商品」
 - (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 9 号と整合させること、特に次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
 - a. 契約キャッシュ・フローに基づく金融資産の分類及び測定の原則を導入すること。
 - b. 次にについて中小企業向け IFRS 基準の要求事項を修正しないこと。

- i. 資本性金融商品に関する OCI オプションの導入
 - ii. 金融商品の取引価格での当初認識
 - iii. 金融負債及び自己の信用
 - iv. 認識の中止の原則
- c. 中小企業向け IFRS 基準を適用する企業にとってのヘッジ会計の要求事項の必要性、及び、第 12 章「その他の金融商品に関する事項」の現行のヘッジ会計の要求事項を維持すること（ヘッジ会計の要求事項の必要性を明確化することを条件とする。）。
- d. 中小企業向け IFRS 基準を金融資産の減損に関する IFRS 第 9 号の簡素化アプローチと整合させること。
- e. 中小企業向け IFRS 基準を適用する企業にとっての IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号へのフォールバックの必要性、及び、中小企業向け IFRS 基準の要求事項を IFRS 第 9 号に整合させる場合、フォールバックを IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号に変更すること（IAS 第 39 号へのフォールバックの必要性を明確化することを条件とする。）。
3. IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 14 号と整合させないことについて、RFI において意見を求めることを暫定決定した。
4. IFRS 第 16 号「リース」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 16 号と整合させること、特に次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
- a. IFRS 第 16 号に対する次の簡素化
 - i. 12 か月以下のリース（短期リース）と低い価格の資産のリースについて認識の免除
 - ii. 関連する非リース要素からリース要素を区分するとの要求事項の免除
 - iii. 一定の変動リース支払及び延長オプションに関連するような選択的な支払いに関する測定要求事項の簡素化
 - b. 次についての追加の簡素化
 - i. 低い価値の資産に関する定量的な閾値の削除、及び、そのような資産の識別を支援する例の一覧の提示
 - ii. 負債の決定の際に適用すべき割引率の識別を支援する追加的な緩和措置の提供
 - iii. リース期間の決定及び見直しを支援する緩和措置の提供
 - iv. リース負債の事後測定（再評価）の要求事項の簡素化

- v. 現行の中小企業向け IFRS 基準のファイナンス・リースの開示の維持

（今後の予定）

中小企業向け IFRS 基準をこれに組み込まれていない IFRS 基準と整合させるかどうか及び整合させる場合の方法について、引き続き議論を行う予定。

料金規制対象活動

（背景）

IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデル（以下「モデル」という。）の開発を進めている。

2014 年 4 月には、当該プロジェクトの完了時まで適用することとなる規制繰延勘定の会計処理に関する暫定基準となる IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を公表している。

当該プロジェクトでは、2020 年上半期に ED 又は DP を公表する計画となっている。

（今回の会議における主な論点）

IASB ボード会議からのフィードバックに対応して、モデルの基礎となる諸原則の追加的な分析について議論した。

（主な暫定決定事項）

1. 一般的な原則（範囲並びに規制資産及び規制負債の定義を含む）

(1) IASB は、企業がある期間に財又はサービスを提供するが、当該財又はサービスについての合計許容報酬の一部又は全部を別の期間における規制料金を通じて顧客に請求する場合に生じる、増分権利及び増分義務の精緻化した記述について議論した。次のことを暫定的に決定した。

- a. モデルの範囲を精緻化された記述を反映するように更新し、モデルは、次のような正式な規制の枠組みを通じて設定された、定義された料金規制に適用すべきである旨を確認する。
 - i. 企業と規制機関の両方に対して拘束力があり、かつ、
 - ii. 財又はサービスがすでに供給されていること又は金額がすでに顧客に請求されていることにより、将来の料金に金額を加算する権利、及び将来の料金から金額を減算する義務を生じさせる料金を設定するための基礎を設けている。

- b. 規制資産及び規制負債の定義を、精緻化した記述を反映するために、次のように更新する。
 - i. 規制資産 — すでに供給した財又はサービスに対する合計許容報酬が、顧客にすでに請求した金額を上回っていることにより、将来の期間において顧客に請求すべき料金にある金額を加算する現在の権利
 - ii. 規制負債 — すでに供給した財又はサービスに対する合計許容報酬が、顧客にすでに請求した金額よりも小さいことにより、将来の期間において顧客に請求すべき料金からある金額を減算する現在の義務
 - c. 規制資産及び規制負債の認識の中止や、企業に課される罰金のうち顧客に請求する料金からの減額を通じて支払われるものについては、具体的な要求事項を開発しない。
- (2) IASB は、モデルは個々の時点差異から生じた増分権利及び増分義務を会計処理単位として使用することとなる旨を確認することも暫定的に決定した。
2. 測定
- (1) IASB は、モデルの測定原則の更新後の分析について、企業が割引率をどのように選択するのかについての改訂後の提案とともに議論した。次のことを暫定的に決定した。
- a. 企業は、モデルの提案するキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を、すべての規制資産及び規制負債を測定するために使用する。ただし、現金の支払時又は受取時に将来の料金に含めるか又は将来の料金から減算すべき費用又は収益に関連するもの（これらについては下記(5)で別途検討）は除く。
 - b. モデルの提案するキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を適用する際に、企業は次のようにすべきである旨を明確化する。
 - i. 規制資産又は規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フロー（規制金利又は規制リターンに係るキャッシュ・フローを含む）の見積りを含める。
 - ii. その見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く。企業が規制利率又は規制リターン率が十分であると評価する場合には、その率を割引率として使用すべきである。
 - c. モデルに次のものを含めるべきではない。
 - i. 貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性の影響が重大かどうかを評価することを企業に要求する別個のステップ
 - ii. 時間及びリスクの影響が重大とはならない可能性が高い場合に割引の必要性を排除する実務上の便法
- (2) IASB は、モデルは次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及び規制資産又は規制負債から生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性について企業に補償又は請求するために十分かどうかの評価に、指標に基づくアプローチを適用する。
 - b. 当該評価を行うにあたって考慮すべき指標についてのガイダンスを含める。
- (3) IASB は次のことを暫定的に決定した。
- a. 限定的な状況において、規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及び規制資産から生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性について企業に補償するために不十分である場合には、企業は割引率として使用すべき「最小率」を決定すべきである。
 - b. モデルは、「最小率」は、規制資産と時期及び不確実性が同じキャッシュ・フローの流列について受け取ると企業が見込む率であると定める。
 - c. 限定的な状況において、規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性についての超過報酬又は超過請求を提供する場合には、企業は次のようにすべきである。
 - i. 当該超過が、識別可能な取引又は他の事象（賞与の授与や罰金の賦課など）から生じる場合には、当該超過を直ちに規制収益又は規制費用として認識する。しかし、
 - ii. 当該超過が、識別可能な取引又は他の事象から生じるものではない場合には、規制利率又は規制リターン率を割引率として使用する。
- (4) IASB は、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法を、修正歴史的な原価測定基礎の適用として記述することを暫定的に決定した。
- (5) 一部の規制資産及び規制負債については、現金の支払時又は受取時に、費用又は収益が将来の料金に含まれるか又は将来の料金から減算されることになるが、関連する負債及び資産は他の IFRS 基準の要求事項を用いて認識され測定される。IASB は、企業はこれらの規制資産及び規制負債を次のことによって測定すべきであると暫定的に決定した。
- a. 企業が関連する負債又は関連する資産を測定する際に使用するのと同じ測定基礎を使用し、
 - b. 規制資産又は規制負債の測定を、関連する負債又は関連する資産には存在していない不確実性を反映するために修正する。

3. 表示及び開示

- (1) IASB は、規制収益及び規制費用の表示に関して並びに規制金利及び規制リターンから生じる規制収益及び規制費用についての開示の情報価値に関しての更新後の分析について議論した。暫定的に次のことを決定した。
- a. 企業はその他の包括利益（OCI）に表示した費用又は収益の項目に関連する

すべての規制収益又は規制費用を OCI に表示し、それらに関連する費用又は収益のすぐ上又はすぐ下に表示すべきであると決定した。

- b. 企業は他のすべての規制収益又は規制費用を、収益のすぐ下の表示科目で純損益に表示すべきであることを確認した。
- (2) IASB はまた、企業は、規制資産又は規制負債について生じた規制金利又は規制リターンを、次のいずれかにおいて独立の見出しとして開示すべきであることも暫定的に決定した。
- a. 当期の規制収益又は規制費用の内訳
 - b. 規制資産及び規制負債の帳簿価額の期首から期末への調整表

（今後の予定）

モデルについての議論を 2019 年第 3 四半期に完了する予定で、その時に IASB スタッフは ED の文案作成を開始する許可を求める予定である。IASB は、2020 年第 1 四半期に ED の公表を見込んでいる。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASB は、2018 年 6 月に DP「資本の特徴を有する金融商品」を公表（コメント募集期間は 180 日）し、合計 128 通のコメントを受領している。

（今回の会議における主な論点）

DP における次の各章に対して寄せられたコメントが紹介された。今回の IASB ボード会議では何らの決定も求められておらず、決定事項はなかった。

- 第 2 章：IASB ボードの選好するアプローチ
- 第 3 章：非デリバティブ金融商品の分類
- 第 4 章：デリバティブ金融商品の分類
- 第 5 章：複合金融商品及び償還義務の取決め

（今後の予定）

DP の残りのセクションに関するコメントの要約を紹介する予定。

【6月19日（水）】

共通支配下の企業結合

（背景）

IFRS 第3号「企業結合」の適用対象に現状含まれていない共通支配下の企業結合（以下「BCUCC」という。）の会計処理について、2020年上半期中にDPを公表する方向で議論を行っている。2018年に行われたIASBボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与える一部のBCUCCについて議論が行われてきた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与えない取引について、次のことを議論した。

- 移転先企業の非支配株主に影響を与えない取引は、そうした株主に影響を与える取引及び共通支配下ではない企業結合の両方と異なるのかどうか。
- 異なるとした場合、IASBが、非支配株主に影響を与えない取引について、取得法に基づかないアプローチ（簿価引継アプローチの一形態など）を追求することができるかどうか

（主な暫定決定事項）

今回のIASBボード会議では、特段の決定は求められておらず、決定事項はなかった。

（今後の予定）

本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を継続する。

適用に関する事項－有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正）

（背景）

IASBは、2017年6月にED「有形固定資産－意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正）」を公表している。

本EDでは、企業が有形固定資産（以下「PPE」という。）の取得原価から、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置く前に生産された項目の売却による収入を控除することを禁止することが提案されている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、本EDの修正提案について、議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

次のことを暫定決定した。

- a. IAS 第 16 号を修正して、PPE が使用可能となる前に生産された項目のコストを、IAS 第 2 号「棚卸資産」の第 9 項から第 33 項における測定の要求事項を適用して識別し測定することを企業に要求する。
- b. 企業の通常の活動の一部である項目の売却に関して、表示も開示も要求事項を開発しない。
- c. 企業の通常の活動の一部ではない（かつ、企業が IFRS 第 15 号及び IAS 第 2 号を適用しない）項目の売却については、企業が次のことを行うよう要求する。
 - i. 純損益に認識した売却収入と関連する製造原価を区分して開示する。
 - ii. 売却収入と製造原価を含んでいる純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目を特定する。
- d. これらの修正案の結果として、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」及び IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」を修正しない。

（今後の予定）

デュー・プロセスのステップについて、今後の会議で議論する。

以 上

別紙 スケジュール

6月17日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-12:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 90分→ 80分）
12:30-13:15	昼食
13:15-14:15	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 60分→ 20分）
14:15-14:45	料金規制対象活動（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー9） （予定 30分→ 40分）
14:45-15:45	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 60分→ 120分）
15:45-16:00	休憩
16:00-18:00	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 120分→ 110分）

6月18日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-11:00	中小企業向け IFRS 基準の見直しとアップデート（アジェンダ・ペーパー30） （予定 120分→ 120分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 90分→ 100分）
12:45-13:45	昼食
13:45-15:15	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 90分→ 60分）

6月19日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-10:45	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（予定 75分→ 60分）
10:45-11:00	休憩
11:00-12:00	適用に関する事項－有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS 第16号の修正）（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60分→ 60分）

以 上

プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **基本財務諸表**

議論の背景及び本資料の目的

1. 2019年5月、IASBは、基本財務諸表プロジェクトの協議文書として公開草案(ED)を公表することを決定した。
2. 2019年7月に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議では、次の点について、ASAFメンバーのアドバイスを求める予定であるとされている。
 - (1) 新たな要求事項の構成についての考えられるアプローチ
 - (2) アウトリーチ
3. 本資料は、ASAF会議における資料の概要をご説明したうえで、ASAFメンバーへの質問に対するASBJ事務局の発言案を検討することを目的としている。

論点1：新たな要求事項の構成

4. IASBスタッフは、現行のIAS第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」という。)には、次の要求事項が含まれているとしている。
 - (1) 基本財務諸表の構成及び内容に関する要求事項
 - (2) 財務情報の分解表示に関連する要求事項
 - (3) その他の要求事項
5. IASBスタッフは、前項の要求事項が本プロジェクトの提案の影響を受けるかどうかについて、次のように分析している。
 - (1) 前項(1)の要求事項には、影響を受けるもの(例えば、財務業績の計算書の構成及び内容に関するもの)も、受けないもの(例えば、持分変動計算書の構成及び内容に関するもの)も含まれる。
 - (2) 前項(2)の要求事項は、影響を受ける。
 - (3) 前項(3)の要求事項(例えば、「継続企業」や「適正な表示及びIFRSへの準拠」に関するもの)は、影響を受けない。

6. IASB スタッフは、次のことを目的として、新たな要求事項の最適な構成を検討しているとしている。
 - (1) 要求事項を理解できるようにし、かつ、要求事項を見つけやすくする。
 - (2) 複雑にならないようにする。
 - (3) 現行の IAS 第 1 号のどの要求事項が変わらないのか明らかにする。

(考えられるアプローチ)

7. IASB スタッフは、新たな要求事項の構成について、次の 3 つの考えられるアプローチを識別したとしている。

アプローチ 1: IAS 第 1 号を廃止し、新基準（例えば、IFRS 第 18 号）に置き換える。

アプローチ 2: 本資料の第 4 項(1)及び(2)の要求事項を IAS 第 1 号から削除したうえで、新基準に新たな要求事項を含める。

アプローチ 3: 新基準を開発せず、IAS 第 1 号を修正する。

8. IASB は、各アプローチについて次のように説明している。
 - (1) アプローチ 1 は、現行の IAS 第 1 号のすべての要求事項を新基準に移管することを意味する。このため、本資料の第 4 項(3)の要求事項も新基準に移管される。
 - (2) アプローチ 2 は、本資料の第 4 項(1)及び(2)の要求事項のみを新基準に移管し、本資料の第 4 項(3)の要求事項を修正後の IAS 第 1 号に残すことを意味する¹。本アプローチを採用した場合、IAS 第 1 号の基準名を修正する必要がある。
 - (3) アプローチ 3 は、現行の IAS 第 1 号の要求事項のうち、本プロジェクトの提案の影響を受けるものを修正することを意味する。この場合、一部のパラグラフを追加又は削除する可能性があるが、IAS 第 1 号の基本的な構成は残る。

(IASB スタッフの分析)

9. IASB スタッフは、次の理由からアプローチ 3 を支持しないとしている。
 - (1) 本プロジェクトの提案は、実質的に IAS 第 1 号の要求事項を変更するものであ

¹ 現行の IAS 第 1 号のどのパラグラフを新基準に移管し、どのパラグラフを修正後の IAS 第 1 号に残すのかについて、IASB スタッフが予備的分析を行ったものを本資料の別紙に記載している。

る。このような実質的な変更を（新基準の開発ではなく）基準の修正として行った場合、利害関係者に誤解を与える可能性がある。

- (2) IAS 第1号の修正に関する結論の根拠は、新基準に関する結論の根拠よりも文案作成が困難であり、現行のIAS第1号に関する結論の根拠と統合することも困難である可能性がある。
- (3) 新基準は、基準の修正よりも目立つため、IASBにとって本プロジェクトが重要であることを伝える効果がある。

10. このため、以下ではアプローチ1及びアプローチ2について、IASBスタッフの分析を記載している。

アプローチ1の利点及び欠点

11. IASBスタッフは、アプローチ1の利点を次のように分析している。

- (1) IAS第1号の要求事項（本資料の第4項(3)の要求事項を含む。）を、より明瞭かつ理解可能な方法で再構成することができる。
- (2) 単一の新基準であれば、現行のIAS第1号のすべての要求事項を含めることができる。
- (3) IAS第1号の文案を改善することができる。IAS第1号は古い基準であり、これまで何度も修正されているため、所々に古い表現や不整合がみられる。IASBは、この機会に、要求事項を実質的に変更することなく表現のみを新しいものにする可能性がある。

12. 一方、IASBスタッフは、アプローチ1の欠点を次のように分析している。

- (1) 新基準のどの部分に変更されたのか、どの部分に変更されなかったのかが、特に、実質的な変更がない要求事項の表現だけに変更された場合には、利害関係者に明らかでない可能性がある。利害関係者が変更点を理解できるように、新旧対照表を示すことはできるものの、それでも混乱するリスクがある。
- (2) 基準の最終化までに時間がかかる可能性がある。本プロジェクトの影響を受けない要求事項について実質的な変更を加えないとしても、当該要求事項を新基準に適合させ、文案の平仄をそろえるには時間を要する。
- (3) IAS第1号の要求事項の一部（例えば、「継続企業」又は「発生主義会計」）は、表示に関する基準に適合しないと主張されることがある。

アプローチ2の利点及び欠点

13. IASB スタッフは、アプローチ2の利点を次のように分析している。
- (1) どれが新たな要求事項で、どれが変更のない要求事項なのか、利害関係者に明らかである。
 - (2) 修正後のIAS第1号に残される要求事項について表現を変更する必要があるため、改正後の要求事項の最終化は、より早くかつ容易である可能性が高い。
14. 一方、IASB スタッフは、アプローチ2の欠点を次のように分析している。
- (1) 修正後のIAS第1号には、一般的(generic)な要求事項しか残らない。修正後のIAS第1号は、別個の基準とするには短すぎるし、一般的であると主張する人がいる可能性がある。
 - (2) IASB が修正後のIAS第1号に残された要求事項の表現を改善する能力は限定的である可能性がある。
 - (3) 一部の要求事項(例えば、「比較情報」又は「表示の継続性」に関連する要求事項)については、新基準に含めるべきか、修正後のIAS第1号に残すべきか判断するが容易ではない。

(IASB スタッフの提案)

15. ASAF 資料において、本論点に関するIASB スタッフの提案は示されていない。

(ASAF メンバーへの質問)

16. 本論点に関するASAF メンバーへの質問は、次のとおりである。

IASB が新たな要求事項の構成を決定するのに役立つため、次の点についてアドバイスをいただきたい。

- (a) 本資料の第7項に記載したアプローチ1及びアプローチ2について、正しく利点及び欠点を識別しているか。
- (b) IASB が検討すべき代替的なアプローチはあるか。

論点 2 : アウトリーチ

17. IASB スタッフは、2019 年末までに公開草案を公表することを予定しているとして
いる。また、IASB スタッフは、公開草案のコメント期間については、まだ決定して
いないものの、2020 年の上半期中に公開草案に対するフィードバックを得るよう
にする可能性が高いとしている。

(IASB スタッフの提案)

18. ASAF 資料において、本論点に関する IASB スタッフの提案は示されていない。

(ASAF メンバーへの質問)

19. 本論点に関する ASAF メンバーへの質問は、次のとおりである。

IASB によるアウトリーチ計画を作成するのに役立てるため、次の点についてア
ドバイスをいただきたい。

- (a) 貴法域の利害関係者の関心が特に強い可能性が高いプロジェクト・トピ
ック (もしあれば)
- (b) 貴法域の利害関係者と本プロジェクトについて議論する機会として用い
ることのできるイベント

ASBJ 事務局の発言案**(新たな要求事項の構成)**

20. 我々は、要求事項の理解しやすさ及び見つけやすさの観点からは、関連する要求事
項は単一の基準にまとめた方がよいと考えている。現行の IAS 第 1 号の前半部分
は、「継続企業」や「発生主義会計」など、会計の最も基本的な原則が定められてい
るものの、「相殺」や「表示の継続性」など、財務諸表の表示に関する要求事項が
定められていると考えられるため、現行の IAS 第 1 号の要求事項は、そのまま単一
の基準としておくことが適当である。

21. 一方、我々は、会計基準の表現を変更した場合には、たとえ IASB が実質的な内容
の変更はないと説明したとしても、意図せぬ結果が生じる可能性があると考えてい
る。このため、本プロジェクトの提案の影響を受けない要求事項については、表現
を変更すべきではなく、本プロジェクトの提案の影響を受ける部分のみ表現を修正
すべきである。このため、アプローチ 3 も含めて検討を行うべきである。

22. なお、仮に IASB がアプローチ 1 又はアプローチ 2 を採用し、財務諸表の表示について扱う包括的な会計基準を開発するのであれば、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項も統合することを検討してはどうか。
23. また、これを機に、どのような場合に新基準を開発するのか、それとも既存の基準の修正とするのかについて、判断基準を整備することを検討してはどうか。

(アウトリーチ)

24. 我が国の関係者は、全般的に本プロジェクトに強い関心を寄せている。特に、日本基準には、営業利益を含む段階利益を表示する実務があり、かつ、関係者の間でそれらの有用性が認められていることから、次の点で強い関心がある。

新たな小計

- (1) 新たな小計については、金融企業について配慮はしているものの、金融企業以外の企業においても、当該小計が有用となる企業もあれば、そうでない企業もある。それにもかかわらず、有用とならない企業にまで小計の表示を求めることは、「比較可能性」ではなく、「画一性」を求めることに近い。IASB は、個々の収益及び費用の表示場所を一律に定めるのではなく、小計及びカテゴリーの必要性及び目的適合性を示すべきである。
- (2) IASB の提案する「営業利益」については、「通例でない項目」が含まれ、会計上の利息費用（例えば、確定給付債務の利息費用）が「営業利益」に含まれない。
- (3) 持分法投資は、投資元が重要な影響力を有しているという点で共通の性質を有しており、持分法投資損益を不可分なものと不可分でないものに分けることは、不必要に財務業績の計算書を複雑にすることになる。

経営者業績指標 (MPM)

- (4) MPM については、IFRS 基準が定義する小計と関連付けることによって、一定の比較可能性が達成されていると考えるべきである。
- (5) MPM と IFRS 基準が定義する小計との間の調整表について、出発点を IFRS 基準が定義する小計とし、どのような項目を加減算して MPM に至るのかを示すことが有用であると考えられる。

通例でない項目

- (6) 「通例でない項目」は、注記で開示するのではなく、財務業績の計算書の本表において、営業・投資・財務のカテゴリーにかかわらず、まとめて表示するこ

とが有用である。

ディスカッション・ポイント

基本財務諸表に関する ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

アプローチ2を採用した場合の予備的分析

1. 以下は、アプローチ2（本資料の第7項及び第8項(2)参照）を採用した場合に、IAS第1号のどの要求事項が新基準に移管されるのかについて、IASBスタッフが予備的な分析を行った表である。なお、本プロジェクトの提案の影響を受けるトピックを黄色で強調している。

IAS第1号のセクション	項番号	IAS第1号の結論の根拠	修正後のIAS第1号	新基準
財務諸表				
財務諸表の目的	9		✓	
完全な1組の財務諸表	10-14	BC14-BC22	✓	✓
一般的特性				
適正な表示とIFRSへの準拠	15-24	BC23-BC30	✓	
継続企業	25-26		✓	
発生主義会計	27-28		✓	
重要性と集約	29-31	BC30A-BC30J	✓	✓
相殺	32-35			✓
報告の頻度	36-37		✓	
比較情報	38-44	BC31-BC36	✓	
表示の継続性	45-46		✓	
構成及び内容				
はじめに	47-48			✓
財務諸表の特定	49-53			✓
財政状態計算書				
財政状態計算書に表示すべき情報	54-59	BC38A-BC38G		✓
流動・非流動の区分	60-65			✓
流動資産	66-68	BC38H-BC38K		✓
流動負債	69-76	BC38H-BC38K, BC38L-BC48		✓
財政状態計算書又は注記のいずれかに表示すべき情報	77-80A			✓

IAS 第1号のセクション	項番号	IAS 第1号の結論の根拠	修正後のIAS 第1号	新基準
純損益及びその他の包括利益計算書				
(セクションタイトルなし)	81A-81B	BC49-BC56		✓
純損益の部又は純損益の計算書に表示すべき情報	82	BC57-BC58		✓
その他の包括利益の部に表示すべき情報	82A-87	BC58A-BC64		✓
当期の純損益	88-89			✓
当期のその他の包括利益	90-96	BC65-BC73		✓
純損益及びその他の包括利益の計算書又は注記に表示すべき情報	97-105			✓
持分変動計算書				
持分変動計算書に表示すべき情報	106	BC37-BC38		✓
持分変動計算書又は注記に表示すべき情報	106A-110	BC74-BC75		✓
キャッシュ・フロー計算書	111	BC76		✓
注記				
構成	112-116	BC76A-BC76E		✓
会計方針の開示	117-124	BC76F-BC78		✓
見積りの不確実性の発生要因	125-133	BC79-BC84		✓
自己資本	134-136	BC85-BC100		✓
資本金に分類したプッタブル金融商品	136A	BC100A-BC100B		✓
その他の開示	137-138			✓
適用ガイダンス (設例)				✓

以上

プロジェクト **のれん及び減損**

項目 **2019年6月IASBボード会議の議論：のれんの償却の再導入**

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）ののれん及び減損リサーチ・プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連して、2019年6月開催のIASBボード会議で議論された、のれんの償却の再導入に関する審議の概要をご紹介しますことを目的としている。

これまでの経緯

2. IASBは、2008年にIFRS第3号「企業結合」及び関連する会計基準の改正を公表し、その適用後レビュー（以下「PIR」という。）を2013年から開始した。その後、2015年6月に、PIRの対応のため特に焦点を当てるべき領域として、のれんの減損テストの有効性・複雑性への対応、のれんの事後の会計処理（減損のみアプローチを維持するか、のれんの償却アプローチ（償却及び減損）に変更するか）を識別し、IASBは、PIRの対応のためのプロジェクトを進めている。

当該プロジェクトでは、当初、のれんの減損テストの有効性の改善を行うために、取得者側の自己創設ののれんの寄与を取り除いて、取得のれんの減損を明瞭にしていくアプローチ（いわゆるヘッドルーム・アプローチ）を検討した。しかし、アプローチの複雑性等の批判を受けて、ヘッドルーム・アプローチの検討を断念している。

3. 前項の経緯を踏まえて、IASBは、2018年7月開催のIASBボード会議においてプロジェクトの目的を再設定し、以下のとおり暫定決定した。
 - (1) 企業結合が良い投資意思決定であったかどうか、及び取得した事業が取得時に期待されたとおりに企業結合後に業績を挙げているかどうかを、投資家がより効果的に評価する助けとなるように開示を改善できるかどうかを検討する目的を追求する。
 - (2) 次の事項を検討することにより、のれんの会計処理の簡素化の目的を追求する。
 - 償却の再導入
 - のれんの強制的な年次の定量的な減損テストの免除

- (3) IAS 第 36 号「資産の減損」から次の事項を削除することにより、使用価値の計算を改善する目的を追求する。
- ① 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを、使用価値の計算から除外する制限
 - ② 使用価値の計算において、税引前のインプットを使用するという要求事項
4. 2019 年 6 月開催の IASB ボード会議では、前項の目的のそれぞれに対応して、今後公表を予定しているディスカッション・ペーパーに含める IASB の予備的見解を議論している。

このうち、前項(2)②ののれんの償却の再導入の検討に関しては、現行の減損のみアプローチとのれんの償却アプローチ（償却及び減損）を比較し、減損のみアプローチに代わり、のれんの償却アプローチ（減損及び償却）を再導入すべきかどうかを検討している。

IASB スタッフの提案

5. IASB スタッフは、前項の論点に関して、2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」の公表及び IAS 第 36 号「資産の減損」の改訂が行われるまでに議論の積み重ねがあった経緯を踏まえて、単に、のれんの償却アプローチと現行の減損のみアプローチを概念的に比較するのではなく、償却再導入に十分な論拠があるか否か、また、再導入による便益がそれに伴うコスト及び混乱を上回るか否かを評価するとしている。
6. IASB スタッフは、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューからのフィードバック等を踏まえて、減損のみアプローチ維持を支持する見解とのれんの償却再導入を支持する見解を整理し（別紙参照）、両者の見解の論拠を比較衡量した結果、償却の再導入を正当化するのに十分、強力な証拠があるとは考えていないとして、減損のみアプローチを維持すべきであるという予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めることを提案した。

IASB ボード会議における議論の内容

7. 審議の結果は、次のとおりである（2019 年 6 月 IASB update より）。

IASB は、のれんの事後の会計処理として、現行の減損のみモデルを維持すべきであ

り、のれんの償却を再導入する提案を開発しないとの予備的見解に至った。

しかし、この決定に賛成したのは14名のIASB理事のうち8名のみであり、6名は反対したので、ディスカッション・ペーパーでは両アプローチの主張を説明することとしている。

8. IASB ボード会議では、各理事から、以下のような意見が聞かれた。

(減損のみアプローチ維持を支持する主な意見)

- (1) 減損の認識の適時性に関して、のれんの残高が大きいことで、減損が不適切になっていることが指摘されるが、必ずしもそのれんの残高と減損の適切性に関係があるとは言えず、'too little, too late' の問題が生じているという証拠には疑問がある。実際、減損テストが機能しているか否かを判断することは難しく、償却を導入することは、基準そのものでなく、その運用を原因として現行のアプローチを放棄することにつながる可能性がある。比較衡量の結果、私がスタッフ提案（減損のみアプローチ維持）を支持するのは、償却の情報内容に疑問があるからである。のれんは価値が減耗する資産であり、いつまでも存在し続けるものでないことは理解するが、ある年限で完全に費消されるとも言えず、償却はのれんの経済的実質を反映しない。
- (2) 私が意見を聞いた株式のアナリストの大多数は償却に反対している。債券のアナリストは、償却も減損も分析に関係ないとしている。また、小規模企業を分析する信用格付機関は、のれんを控除した有形の正味の価値（tangible net worth）に注目している。
- (3) 償却は、受託責任の観点で重要となる企業が支払った金額に関する情報を取り除いてしまう。また、償却によりCGU内のヘッドルームに余裕ができ、減損が認識されにくくなる。我々が観察していることは、IAS第36号がうまく適用されていないということであり、基準そのものよりも、基準の適用に原因がある可能性がある。この対応として、適用のサポートを検討することが考えられる。
- (4) 法域によっては、IFRSに移行後、短期間のうちに、償却を再導入されると、IFRSの合理的な根拠に疑いが生じる懸念がある。

(のれんの償却再導入を支持する主な意見)

- (1) アジェンダ・ペーパーは、次の点を明確にしている。それは、過去にIASBボードが、のれんのシールド効果を十分に認識していたということである。しかしながら、当時のボード・メンバーは、それが重要な問題であるとは考え

ていなかったように思われる。シールドイング効果によって、のれんの減損が too late となることが不可避であることは、重要な問題である。このため、償却の再導入を行うべきであると考ええる。

償却の再導入には多くの反対意見があり、恣意的な数値であるという意見があることを承知している。一定の償却年数を導入して、比較可能性を確保することも考えられる。

償却が何も有用な情報を提供しないという意見に対しては反対する。のれんは、ほとんどの資産と同様、価値が減耗する資産 (wasting assets) であり、それが多くの人々に認識されている。そうであれば、損益計算書で、償却を示していないことは、誤った情報を伝えていることになる。少なくとも短期的には、資本市場の利益拡大、売上拡大をコストなく行うインセンティブともなっている。これは誤りである。

すべての投資家ではないが、多くの投資家が、償却費を取り除く調整を行ったうえで分析を行っている。それは、そうさせておけば良い。損益計算書において、のれんが無料ではないこと（企業結合から生じる便益に対してコストがかかっていること）を思い出させることは、資本市場にとって重要である。現在、企業の利益がインフレとなっているのは確実である。最終的に減損が起きるが、それは、単にのれんの価値を費消しているのであり、償却が望ましい。

償却後の減損の情報の有用性が低下するという意見にも同意しない。償却は、（減損に比べて）適用上のコストを削減するものである。マクロ経済では、低利息で借入を行う誘因がある。減損が適切に機能せず、'too little, too late' となることは、開示による対応を行っても、金融危機時に巨額の減損が生じることとなり、IASB が責任を問われることになる。完璧ではないとしても、簡素化の一環として、償却を再導入し、'too little, too late' の問題に対処すべきである。（議長）

- (2) 減損のみアプローチは機能しておらず、実施にコストを要する問題がある。年次の定量的な減損テストの免除は、PIR への適切な対応ではない。（2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を導入した際に）減損テストが厳格で運用可能であることを前提として減損のみアプローチに移行したが、実際にはそうではなかった。IASB スタッフは、（償却再導入の根拠となる）新たな概念的な議論がないというが、PIR によるフィードバックを通じて、減損テストが機能していないという新たな情報が得られている。償却の再導入は、今後 10 年間にかけた PIR への簡潔な回答である。減損テストの有効性を改善せず、償却もしなければ、PIR への回答がなくなってしまう。

- (3) PIR のフィードバックを通じて判明した減損のみアプローチの欠陥に対応する機会を逃すべきでない。また、フェイルセーフの観点を踏まえて、減損のみモデルと、償却及び減損モデルのどちらが望ましいかを検討すべきである。例えば、減損のみモデルは、経営者の行動に重要な影響を与えており、モラルの問題も引き起こしている。また、財政状態計算書ののれんの過大計上のみではなく、財務業績の計算書における純損益の過大計上にも影響している。
- (4) PIR から5年経過しているが、減損テストの中心的な問題に対処する改善案が示されておらず、PIR が機能していない。減損テストを運用する上での中心的な問題は、(企業結合後に) 事業の統合が進み、CGU 自体が消滅することによって、キャッシュ・フロー、顧客、及びのれんの回収可能性の間にある連携がもはや存在しない場合の対処である。

我々は、減損テストを改善する他の方法を見出していない。現行の減損テストの要求事項は、確認的な情報をもたらすのみであり予測的な情報をもたらさないが、非常にコストを要する。現状では、減損テストの継続を支持するに足る強い根拠はない。上記の減損テストの中心的な問題を解決せずに、減損のみモデルに留まる提案は、我々の責任が問われることになる。

たとえ莫大な財産を有する豊かな企業を取得する場合であっても、多額のプレミアムが支払われることから、(当該取得に要した) 公正な価格 (fair price) は常に減損の対象となる。

減損のみアプローチに関しては、時間が経過して統合が進む場合に、のれんの取扱いが困難となる実務上の課題がある。この点、償却は最も適用が容易である。

(その他の意見)

- (1) IASB スタッフの提案に賛成するものの、IASB スタッフは、減損の目的をCGU 全体の簿価について回収可能性を確保することとしているが、それは取得のれんを他の資産と区別して測定できないことに伴う結果であって、目的ではない。
- (2) ディスカッション・ペーパーに含める予備的見解の暫定決定を行うことに違和感がある。ディスカッション・ペーパーで問うべきことは、IASB が選好するアプローチを現行の減損のみアプローチとして、償却を再導入すべきか否かということである。もし、暫定決定が償却の場合、今後、デュー・プロセスに沿った検討を行う数年に渡って、現行のアプローチとの矛盾を抱える奇妙な状況になってしまう。

今後のステップ

9. IASB は、2019 年 7 月開催の IASB ボード会議でディスカッション・ペーパーの投票プロセスを開始するか否かについて決定するとしており、当該ディスカッション・ペーパーは、2019 年末頃の公表を予定している。

ディスカッション・ポイント

2019 年 6 月開催の IASB ボード会議で議論されたのれんの償却の再導入の議論に関して、質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

アジェンダ・ペーパーで示された IASB スタッフの分析と提案（IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパー18B 仮訳の関係箇所の抜粋）

（前 略）

（IASB スタッフの分析及び提案）

41. 本節では、これらの一連の議論をさらに分析する。議論を検討する際に、IASB が現在直面している問題が、のれんの償却アプローチが、減損のみアプローチよりものれんの事後の会計処理において概念的により良いアプローチであるかどうかを評価することではないことを覚えておく価値がある。その代わりに、のれんの償却を再導入する変更を行う十分な論拠があるのかどうか、またそのような変更による便益（ある場合に）が、要求事項を再度変更することによって生じるコスト及び混乱を上回るかどうかの問題である。
42. 償却再導入の支持者は以下のとおり結論付けている。
 - (1) IFRS 第3号のPIRからのフィードバック（すなわち、減損テストはコストがかかり複雑であり、適時に減損を認識するものではなく、確認価値情報しか提供しない。）は、2004年にIFRS第3号が公表された時にIASBが予想したものではない。
 - (2) のれんの事後の会計処理を償却アプローチから減損のみアプローチへ変更する決定は、仮に今行われれば、コスト・ベネフィットを満たさない可能性がある。
 - (3) 償却再導入により財務諸表の作成者に対する情報の喪失は、IASBが検討している新たな開示によって軽減されるだろう。
 - (4) のれんの事後の会計処理の目的は、関連する企業結合の将来の便益の見積りが減少又は受け取るにつれて、取得したのれんの帳簿価額を減少することであるべきである。
 - (5) ヘッドルーム・アプローチに関する作業は、シールドイング効果をより明確に強調し、(4)に記述された目的を達成するために減損テストを修正すること

は不可能であることを示した。そのため、減損テストのみに依拠すると、取得したのれんの帳簿価額が過大となる可能性がある。

- (6) 財政状態計算書上に取得したのれんが維持されていることは、企業結合が実際には失敗している場合でも成功が続いていると利用者が誤認する可能性がある。
- (7) 償却アプローチは、減損テストのプレッシャーを軽減し、減損テストを実施するコスト及び複雑性を多大に減少する唯一の方法である。中小企業向け IFRS の結論の根拠における利害関係者からのフィードバックは当該内容を説明しており、兆候をトリガーとする減損のみアプローチが提案された場合でも、利害関係者は償却アプローチがコストを削減すると主張している。
- (8) 償却アプローチは、減損のみアプローチに比べ、より早く、かつより費用対効果の高い方法で取得したのれんの帳簿価額を減少し、取得したのれんを単独で対象とし、生じる過大な簿価の可能性を減少させる。したがって、'too late'問題への適切な対応である。

43. 減損のみアプローチ維持の支持者は以下のとおり結論付けている。

- (1) IASB の作業は、取得したのれんを取得後に直接測定すること、及び取得したのれんを単独で対象とするよう減損テストを修正することは可能ではないという IASB が 2004 年に達した結論を確認した。
- (2) したがって、減損テストの目的は、取得したのれんの帳簿価額が CGU の他の（正味の）資産の帳簿価額とともに、CGU ののれん（取得したのれん及び自己創設のれん）が CGU の他の資産とともに共同で生成するキャッシュ・フローにより裏付けられていることを確実にすることであり続けるべきである。
- (3) 減損テストが正しく運用された場合には、取得したのれんの帳簿価額は、取得したのれんが他の資産と共同で生成に寄与した CGU のキャッシュ・フローから回収可能である。したがって、取得したのれんの帳簿価額は「過大評価」されているのではなく、減損損失が'too late'と認識されるという懸念は、減損テストの目的が取得したのれんを直接テストすることではないため、減損テストを通じて対処することはできない。

- (4) IASB は、IFRS 第3号（及び改訂 IAS 第36号）を開発した時である2004年にシールディング問題、及び当該問題が減損損失の認識に与える可能性のある影響を認識していた。したがって、PIRのフィードバック及び当該プロジェクトで得られた証拠の当該要素（シールディング問題）は予想外のことではない。
- (5) のれんの耐用年数は、しばしば確定できないものとみなされるが、無限ではない。原則として、取得したのれんをその耐用年数にわたって償却することは適切であるが、合理的な方法で費消期間又は費消パターンを見積ることは不可能であり、したがって償却費は完全に恣意的であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない。結果として、減損のみアプローチによって提供される情報は、償却アプローチによって提供される情報よりも（その制限にもかかわらず）利用者にとってより有用である。
- (6) IASB はまた、減損テストのコスト及び複雑さを軽減する可能性のある変更を検討しており、したがって IFRS 第3号の PIR からのフィードバックの前述の要素（コスト及び複雑さ）に対応している（強制的な年次の定量的な減損テストの免除、使用価値計算の変更）
- (7) 償却を再導入しても減損テストの必要性が排除されるわけではない。したがって、償却が非現実的なほど短期間でない限り、企業結合後の最初の数年間におけるのれんの会計処理及び減損テストのコストを大幅に削減するとは考えにくい。さらに、堅牢な償却アプローチが開発された場合には、のれんの会計処理の複雑さが増す可能性がある（例えば、耐用年数の決定は非常に判断があるものと考えられる。）。中小企業向け IFRS の結論の根拠に含まれるフィードバック（第42項(7)参照）は、異なる文脈である。すなわち、回答者は多くの中小企業はより規模が大きく、上場している企業ほど正確に減損を評価することは困難であり、情報は信頼性を損ねる可能性があり、したがって中小企業向け IFRS の要求事項には、トリガーを基礎とする減損テスト及び短い最大償却期間（より長い耐用年数が信頼性を持って確立できない場合には10年）が含まれていることを承知している。
- (8) 企業結合が成功したかどうかを利用者に知らせることは減損テストの目的ではない。その結果、取得したのれんについて減損損失が認識されなかったとしても、その事実は自動的に企業結合が成功したことを意味するわけではない。

く、取得したのれんの帳簿価額が必ずしも企業結合後に未だ残る企業結合から生じた当初の便益を描写するわけでもない。IASB は、企業結合が成功したかどうかを財務諸表利用者が自ら評価できるようにするために、事後の企業結合の業績に関する情報を利用者に提供する考えられる開示要求の検討を追求している。

- (9) 償却を再導入しても、減損テストの適用に伴う問題（例：経営者の楽観主義）によって生じる‘too late’問題は解決されない。さらに、のれんの耐用年数が恣意的である場合、恣意的な償却費控除後の取得したのれんの帳簿価額は、必ずしも企業結合から生じる当初の便益を、減損のみアプローチよりも著しく良く描写するとは限らない。

(中 略)

47. 利害関係者は、事後ののれんの会計処理及びのれんを償却するかどうかに関して常に対立し、かつ強い見解を有してきたが、彼らの見解は多くの対立する歴史的議論に基づいている。IFRS 第3号のPIR中及びその後に寄せられたフィードバックは、この多様性が減少した証拠、又は新しい概念的な議論の証拠を提供していない。
48. IFRS 第3号のPIRからのフィードバック及び上記で概説したプロジェクトの発見事項の文脈で償却を再導入するかどうかを検討すると、償却の再導入及び減損のみアプローチの維持について対立する議論が生じる。利害関係者はこれらの議論について歴史的な議論でなされたものと同じくらい強い意見を持つだろう。IASBスタッフは、IFRS 第3号のPIR及びその後の当該プロジェクトの発見事項に照らして、当該議論は引き続き均衡しており、両アプローチにも限界があるため、IASBの過去の決定を覆す強い事実はないと考えている。
49. 償却の再導入についての議論にどれほど説得力があるかについても議論の余地がある。
- (1) 償却再導入の支持者の主な根拠（key driver）は、減損テストが「破綻」しており、その結果、のれんの過大評価を避けるために何らかの方法でのれんの帳簿価額を減らす必要があるという認識である。しかし、減損テストが適切に実施されていれば、のれんの残高は過大ではない（すなわち、CGUのキャッシュ・フローから回収可能である）。

- (2) 減損テストは破綻しておらず、そのテストが果たすように IASB が設計した目的を引き続き果たしている。
 - (3) 取得したのれんが企業結合の当初の便益によりもはや表されない限りで、事後の業績に関する新たな開示は、のれんの帳簿価額が表すもの及び表さないものを利用者がより良く理解するのを助ける。
 - (4) のれんの帳簿価額の恣意的な減少は有用な情報を提供せず、実際には（のれんの減損が最終的に提供するであろう）有用な情報の喪失をもたらす。
 - (5) ある時点で残存する企業結合から生じる当初の便益を決定及び測定することは不可能であり、したがって、のれんの帳簿価額をどの程度減額するかを決定することは不可能である。
 - (6) 減損テストが適切に適用されていない場合、償却を導入することはその問題に対する解決策ではない。
50. 全体として、スタッフはのれんの帳簿価額を減額したいという希望は、償却を再導入するための十分に強力な論拠ではないと考えている。
51. IASB スタッフは、ディスカッション・ペーパーが IASB に‘too late’問題と利害関係者の懸念の基礎をさらに追及する機会を与えると考えている。それは、減損テストの目的の誤解であるのか、減損テストの適用に対する懸念であるのか、又は単に、のれんが減少したパターンを反映するかどうかにかかわらず、のれんの帳簿価額を減らすこと利害関係者が望むということであるのか。それが判明したら、IASB は自身の予備的見解がこの問題に対する最良の対応であるかどうかを決定することができる。IASB スタッフは、ディスカッション・ペーパーに減損テストの設計及び目的の説明（限界を認識しつつも、減損テストが何をどのように設計されているか、及び、事後の業績に関する追加の開示と併せて、どのように利用者に有用な情報を提供する可能性があるかを説明する。）を含めて草案を作成するつもりである。

(後 略)

以 上